

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第 17 回 2025 年 10 月 7 日 (火) 13:00 ~ 14:50)

開会

挨拶

議事

- 1 .倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A(実務ガイダンス)」
の改正 (公開草案) について

【資料№ 1 】

閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料№
倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正（公開草案）	1
倫理規則実務ガイダンス第 1 号改正案	2

倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」の改正（公開草案）

第17回倫理委員会有識者懇談会

2025/10/7



本日の議事次第

- 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」の改正（公開草案）について
 - ▶ サステナビリティ保証業務
 - ▶ 外部の専門家の作業の利用
 - ▶ タックス・プランニング業務及び関連業務

以下のスライドに記載の事項は、2025年10月7日時点における文案となります。



倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A (実務ガイダンス)」の改正(公開草案)について

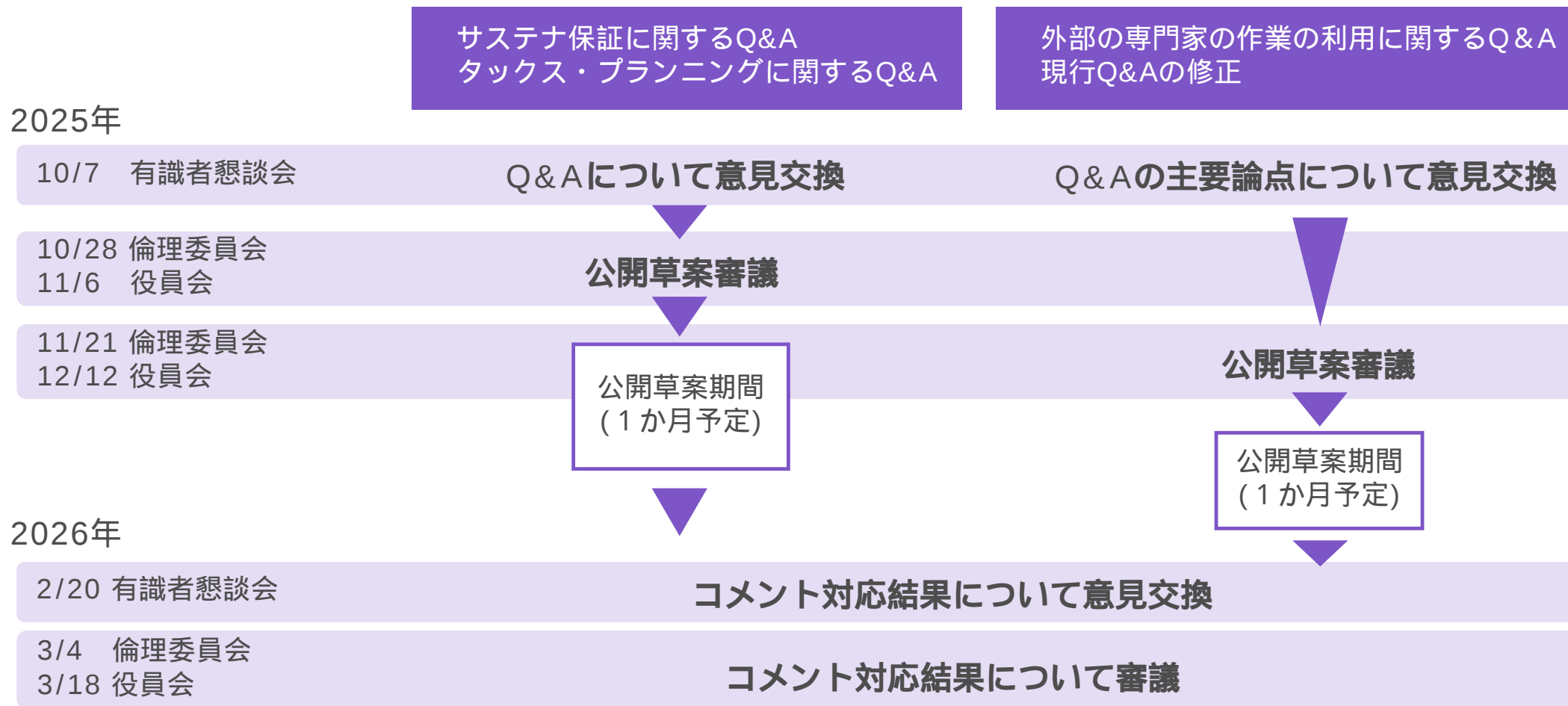
実務ガイダンス改正の背景と概要 1 / 2

- 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）から、「タックス・プランニング業務及び関連業務に関するIESBA倫理規程改訂（2024年4月14日公表、2025年6月30日後に開始するタックス・プランニング業務から適用開始）」が公表されたこと等を踏まえて、2025年7月23日付けで本会の倫理規則の改正を行った。
- IESBAから次の倫理規程の改訂が公表されたこと等を踏まえて、2025年10月に本会から倫理規則改正の公開草案を公表する予定である。
 - サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）及びサステナビリティ保証業務・報告に関するその他のIESBA倫理規程の改訂（2025年1月17日公表、2026年12月15日適用）
 - 外部の専門家の作業の利用に関するIESBA倫理規程の改訂（2025年1月17日公表、2026年12月15日適用）

実務ガイダンス改正の背景と概要 2 / 2

- 倫理規則の改正及び今後予定されている改正案の内容とIESBAから公表されているスタッフQ&Aを踏まえ、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」について、次の項目に関する改正を行う。
 - ▶ サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関する項目
 - ▶ 外部の専門家の作業の利用に係る倫理規則に関連する項目
 - ▶ タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関連する項目
- 本有識者懇談会では、上記の実務ガイダンスで改正を行う項目について、論点を説明し、ご意見を伺う。
- 現行実務ガイダンスについても、サステナビリティ関連の倫理規則の改正に伴う適合修正を行い、外部の専門家の作業の利用に係る項目と併せて本年12月に公開草案を公表する。

実務ガイダンスの各論点の確定スケジュール





サステナビリティ保証業務

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 新設・移設するQ&A

- 2025年6月にIESBAから公表されたサステナビリティ保証業務に係るスタッフQ&Aを参考に、我が国の実務を考慮して、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」に、次の項目を新設する。

項目	QAの個数	主な内容
サステナビリティ保証業務の実施者に適用される規定	1	業務の種類に応じた倫理規則の適用範囲
倫理に関する規則の対象範囲	1	パート5の構成
倫理規則パート2に関連する倫理規則パート5の同等性	1	パート2とパート5の関係
違法行為への対応	2	違法行為への対応に関する規定が適用される状況
パート5における独立性に関する規則の範囲	4	パート5の独立性に関する規則の対象となる業務
独立性が求められる期間	1	会計事務所等の独立性が求められる期間
社会的影響度の高い事業体	1	社会的影響度の高い事業体に該当するかの判断

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 新設・移設するQ&A

項目	QAの個数	主な内容
業務チーム及びサステナビリティ保証業務チームの決定	1	業務チームの構成員の範囲
グループサステナビリティ保証業務	5	グループサステナビリティ保証業務に適用される規定
バリュー・チェーン構成単位	8	バリュー・チェーン構成単位について保証作業を実施する業務実施者の独立性
業務チーム外の他の業務実施者の作業の利用	9	作業の利用に際して業務実施者が遵守する規定
報酬	3	報酬関連情報の開示
長期関与	1	審査担当者としての関与
非保証業務	4	サステナビリティ保証業務の依頼人に対する提供
定義	1	関連事業体の範囲
経過措置	2	非保証業務の提供、ローテーション
合 計	45	

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 IESBAスタッフQ&Aとの相違

- 下記の設問は、IESBAスタッフQ&Aに含まれていないが本会実務ガイダンスに設けている設問又はIESBAスタッフQ&Aにあるものの本会実務ガイダンスに含めていない設問を示している。

	項番	内容
実務ガイダンス に追加した設問	Q5100-1-1	サステナビリティ保証業務の実施者に適用される規定
実務ガイダンス に含めない設問	IESBA Q&A Q2	本会会員以外の業務実施者によるIESBA倫理規程の遵守
	IESBA Q&A Q43	社員等とリーダーの相違点

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目

サステナビリティ保証業務の実施者に適用される規定

Q5100-1-1

サステナビリティ保証業務の実施者は、サステナビリティ保証業務又は非保証業務を実施する場合、倫理規則のどの規定を遵守する必要がありますか。

< 回答 >

サステナビリティ保証業務の実施者は、依頼人に対してサステナビリティ保証業務又はそれ以外の業務を実施する場合、次の規定を遵守することとなる。

なお、同一の依頼人に対し、サステナビリティ保証業務と監査又はレビュー業務の両方を実施する場合、パート4Aを含む監査及びレビュー業務に適用される規定及びサステナビリティ保証業務に適用される規定の両方が、会計事務所等、ネットワーク・ファーム及び監査業務チームの構成員に適用される（倫理規則第5400.16a項）。

サステナビリティ保証業務の倫理・独立性に関する規則の適用範囲

	サステナビリティ保証業務	
	独立性	倫理
一定の規準を満たす業務	パート5 (5400～)	パート5 (5100～5390)
一定の規準を満たさない業務	パート4B	

非保証業務に関する規則の適用範囲

	非保証業務の提供先	
	サステナビリティ保証業務の依頼人	サステナビリティ保証業務の依頼人以外の依頼人
一定の規準を満たすサステナビリティ保証業務を実施している場合	セクション5600	パート1～3
一定の規準を満たさないサステナビリティ保証業務を実施している場合	セクション950	

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目

サステナビリティ保証業務の実施者に適用される規定

1. 倫理規則パート5の独立性に関する規則の対象となるサステナビリティ保証業務

サステナビリティ保証業務の依頼人に対して、次の規準に該当するサステナビリティ保証業務を実施するサステナビリティ保証業務の実施者は、倫理規則パート5の倫理に関する規則のセクション5100から5390までの規定を遵守するとともに、独立性に関する規則としてセクション5400以降の規定を遵守する。

倫理規則パート5の独立性に関する規則の対象となるサステナビリティ保証業務とは、サステナビリティ保証業務の実施者が意見を表明するサステナビリティ情報が次のいずれにも該当する場合をいう(倫理規則第5400.3b項)。

(1) 一般目的の報告の枠組みに準拠して報告される。

(2) 次のいずれかを満たす。

法令等に準拠して提供することが求められる。

投資家その他の利用者による意思決定を支援する目的で開示される。

なお、会計事務所等が同一の依頼人に対してパート5の独立性に関する規則の対象となるサステナビリティ保証業務及びパート4Bの対象となる別の保証業務の両方を実施する場合、パート5の要求事項が、会計事務所等、ネットワーク・ファーム及びサステナビリティ保証業務チームの構成員に対して継続して適用される(倫理規則第900.11項)。

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目

サステナビリティ保証業務の実施者に適用される規定

2．倫理規則パート5の独立性に関する規則の対象とならないサステナビリティ保証業務

サステナビリティ保証業務の依頼人に対して、1．の規準に該当しないサステナビリティ保証業務を実施するサステナビリティ保証業務の実施者は、倫理に関する倫理規則パート5のセクション5100から5390までの規定を遵守するとともに、独立性に関する規則として、倫理規則パート4Bの規定を遵守する。

これには、次のような業務が含まれる（倫理規則第900.1項）。

- (1) サステナビリティ保証業務の実施者が意見を表明するサステナビリティ情報が、ある特定の利用者の情報に対するニーズを満たすための枠組みに準拠して報告される場合の、当該サステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務
- (2) サステナビリティ保証業務の実施者が意見を表明するサステナビリティ情報が、事業体が独自に開発した規準に従って報告される場合の、当該サステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務
- (3) サステナビリティ保証報告書に利用と配布の制限が付されている場合におけるサステナビリティ保証業務

3．非保証業務

サステナビリティ保証業務の実施者は、サステナビリティ保証業務の依頼人に対して、倫理規則パート5の独立性に関する規則の対象となるサステナビリティ保証業務と併せて非保証業務を提供する場合、倫理規則セクション5600を遵守することが求められる。

また、サステナビリティ保証業務の実施者が、サステナビリティ保証業務の依頼人に対して、倫理規則パート5の独立性に関する規則の対象とならないサステナビリティ保証業務と併せて非保証業務を提供する場合、倫理規則セクション950の規定が適用される。

一方、サステナビリティ保証業務の実施者が、サステナビリティ保証業務の依頼人以外の依頼人に対して、非保証業務のみを提供する場合、倫理規則パート1から3までの規定が適用される。

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 パート5における独立性に関する規則の範囲

Q5400-1-1（IESBA Q&A Sustainability Q6）

倫理規則パート5の独立性に関する規則は、一般目的の報告の枠組みに準拠して報告されたサステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務に適用されます。そのような一般目的の報告の枠組みには、どのようなものがありますか。

<回答>

一般目的の報告の枠組みは、広範囲の利用者に共通する情報に対するニーズを満たすように策定された報告の枠組みをいい、これには「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある（倫理規則用語集「一般目的の報告の枠組み」）。

一般目的の報告の枠組みには、例えば、サステナビリティ基準委員会が公表するサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」並びにサステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」及び第2号「気候関連開示基準」や、国際サステナビリティ基準審議会が公表するIFRSサステナビリティ開示基準及び欧州財務報告諮問グループが公表する欧州サステナビリティ報告基準がある。

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目

パート5における独立性に関する規則の範囲

Q5400-1-4（IESBA Q&A Sustainability Q9）

事業体が、一般目的の報告の枠組みに準拠して作成し、開示しているサステナビリティ情報について、サステナビリティ保証業務の実施者に任意のサステナビリティ保証業務の実施を要請した場合、当該サステナビリティ保証業務には、倫理規則パート5の独立性に関する規則が適用されるのでしょうか。

<回答>

倫理規則パート5の独立性に関する規則は、一般目的の報告の枠組みに準拠して作成され、開示されているサステナビリティ情報に対する任意のサステナビリティ保証業務にも適用される。

<解説>

倫理規則パート5の適用範囲に関する規準では、パート5の独立性に関する規則は、サステナビリティ保証業務の実施者が意見を表明するサステナビリティ情報が、法令等に準拠して提供することが求められる場合、又は投資家その他の利用者による意思決定を支援する目的で開示される場合に適用されると規定されている（倫理規則第5400.3b項(2) 及び 参照）。したがって、倫理規則パート5の独立性に関する規則は、一般目的の報告の枠組みに準拠して作成され、開示されているサステナビリティ情報に対する任意のサステナビリティ保証業務にも適用される。

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目

グループサステナビリティ保証業務

Q5405-2-2（IESBA Q&A Sustainability Q14）

グループ財務諸表の監査人は、当該監査業務の依頼人のグループサステナビリティ情報についてもサステナビリティ保証業務を実施します。倫理規則パート5の独立性に関する規則の適用において、グループサステナビリティ保証業務の依頼人に含まれる事業体（例えば、グループ構成単位）は、グループ監査業務の依頼人に含まれる事業体と同一ですか。

< 回答 >

グループサステナビリティ保証業務の依頼人に含まれる事業体は、グループ監査業務の依頼人に含まれる事業体と異なる可能性がある。

< 解説 >

独立性の目的に照らして、グループサステナビリティ保証業務の依頼人に含まれる事業体の決定方法は、グループ監査におけるグループ監査業務の依頼人に含まれる事業体の決定方法と同様である。「グループ監査業務の依頼人」の定義と同様に、「グループサステナビリティ保証業務の依頼人」の定義には、会計事務所等がグループサステナビリティ情報について意見を表明する事業体に加えて、関連する関連事業体及び保証作業が実施されるグループ構成単位が含まれる。

関連事業体の定義は、監査業務とサステナビリティ保証業務との間で同一である。しかしながら、サステナビリティ保証業務の保証作業を実施するグループ構成単位の範囲と、グループ監査の監査作業を実施する構成単位の範囲とは、主題が異なるとともに、グループサステナビリティ保証業務の業務チームとグループ監査の業務チームのそれぞれがサステナビリティ保証報告書と監査報告書の裏付けとなる十分かつ適切な証拠を入手するための作業を計画することから、相違する可能性がある。その結果、グループサステナビリティ保証業務の依頼人に含まれ倫理規則パート5が適用される事業体は、グループ監査業務の依頼人に含まれ倫理規則パート4Aの対象となる事業体とは異なる可能性がある。

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 バリュー・チェーン構成単位

Q5405-3-2（IESBA Q&A Sustainability Q19）

グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等（本設問において「グループ会計事務所等」という。）は、依頼人である事業体Aに対して、サステナビリティ保証業務を実施しています（下図参照）。グループ会計事務所等は、グループサステナビリティ保証業務を目的として、事業体Aのグループ構成単位について、保証作業を実施しています。また、事業体Aは、報告バウンダリー内にバリュー・チェーン事業体も有しています。グループサステナビリティ保証業務の計画の一環として、グループ会計事務所等は、グループサステナビリティ保証業務の目的のために保証作業を実施する必要がある、事業体Aのバリュー・チェーン内の事業体（本設問において「バリュー・チェーン構成単位」という。）を識別しています。

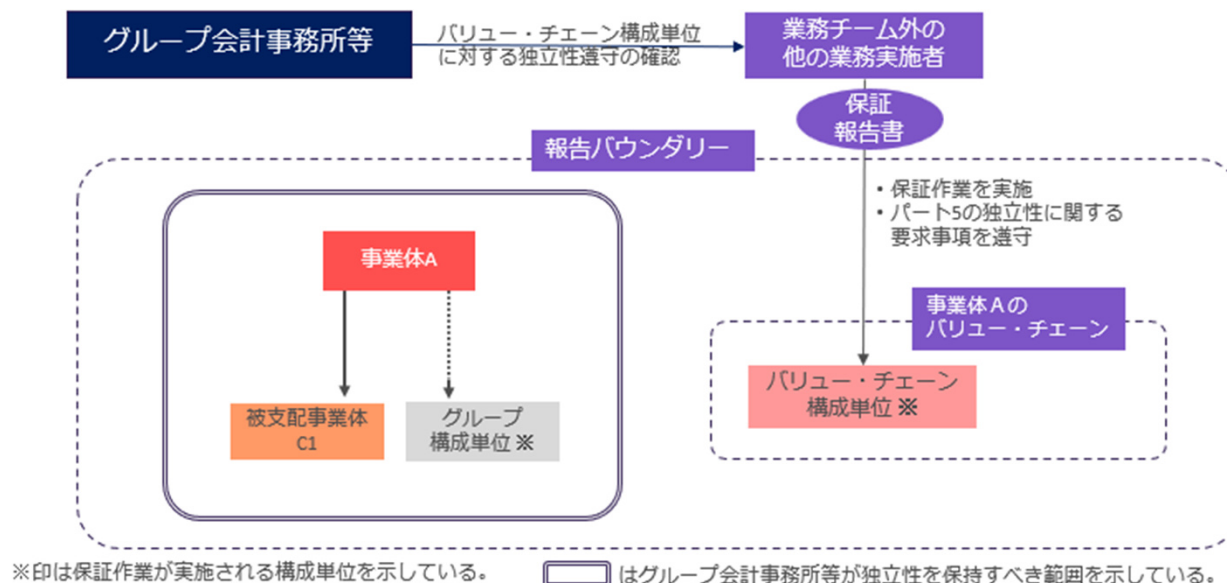
以下の事例の場合、倫理規則パート5において、独立性に関する要求事項はどのように適用されるのでしょうか。

- 3．業務チーム外の他の業務実施者が既にバリュー・チェーン構成単位のサステナビリティ情報に対する保証作業を実施しており、グループ会計事務所等は、グループサステナビリティ保証業務の目的のために当該保証作業を利用する予定です。

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 バリュー・チェーン構成単位

< 回答 >

グループ会計事務所等は、バリュー・チェーン構成単位からの独立性を保持する必要はない（倫理規則第5406.6 A3項参照）。しかしながら、グループ会計事務所等は、業務チーム外の他の業務実施者がバリュー・チェーン構成単位に関してパート5の独立性に関する要求事項を遵守していることを確認することが求められる（倫理規則R5406.6項参照）。グループ会計事務所等は、本要求事項を遵守するために、バリュー・チェーン構成単位について実施した保証作業に関して、業務チーム外の他の業務実施者の保証報告書における独立性に関する表明をレビューする場合がある。そのような表明が利用できない場合、グループ会計事務所等は、業務チーム外の他の業務実施者に対し、バリュー・チェーン構成単位に関してパート5の独立性に関する要求事項を遵守していることを確認するように依頼する可能性がある（倫理規則第5406.6 A1項参照）。



サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 業務チーム外の他の業務実施者

Q5406-1-5（IESBA Q&A Sustainability Q29）

サステナビリティ保証業務の実施者は、サステナビリティ保証業務目的で、バリュー・チェーン構成単位について業務チーム外の他の業務実施者が実施した保証作業を利用しようとしています。業務チーム外の他の業務実施者は本会の会員ではなく、本会以外が定めた倫理及び独立性に関する基準が適用されています。業務チーム外の他の業務実施者が発行する保証報告書には、業務チーム外の他の業務実施者がバリュー・チェーン構成単位について実施した保証作業において、関連する職業専門家団体の倫理及び独立性に関する基準を遵守している旨の独立性に関する表明が含まれています。サステナビリティ保証業務の実施者は、セクション 5406の要求事項を遵守するために、本会が定める規則以外の独立性に関する表明に依拠することができるでしょうか。

< 回答 >

業務チーム外の他の業務実施者が遵守している独立性に関する要求事項が、少なくとも倫理規則パート5の独立性に関する規則と同程度に厳しい場合、依拠することができる。

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 業務チーム外の他の業務実施者

< 解説 >

サステナビリティ保証業務の実施者がバリュー・チェーン構成単位について業務チーム外の他の業務実施者の保証作業を利用しようとする場合、サステナビリティ保証業務の実施者は、業務チーム外の他の業務実施者がバリュー・チェーン構成単位に関して会計事務所等に適用される倫理規則パート5の独立性に関する要求事項を遵守していることを確かめることが求められる（倫理規則R5406.6項参照）。この場合の「遵守」は、本会が定める倫理規則パート5の独立性に関する規則を遵守する場合のみならず、それ以外の基準であっても、少なくとも倫理規則パート5の独立性に関する規則と同程度に厳しい独立性に関する要求事項を遵守している場合も意味する。したがって、サステナビリティ保証業務の実施者が倫理規則R5406.6項の要求事項を遵守している場合とは、業務チーム外の他の業務実施者が遵守している独立性に関する要求事項が、少なくとも倫理規則パート5の独立性に関する規則と同程度に厳しい場合に限られる。

このような職業的専門家としての要求事項又は法令等の要求事項が、少なくとも倫理規則パート5と同程度に厳しいものであるかどうかの判断は、特定の法域の適切な当局のみが行うことができる。この点に関して、サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」では、適切な当局とは、監査、保証又は関連する職業倫理に関する規定を管轄する国内基準設定主体、規制当局若しくは監督機関又は公権力が認可する指定認定機関であると説明している。

サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目

非保証業務

Q5600-1-1（IESBA Q&A Sustainability Q34）

サステナビリティ保証業務の実施者は、社会的影響度の高い事業体である依頼人の温室効果ガス排出量に関する報告書についてサステナビリティ保証業務を実施します。サステナビリティ保証業務の実施者は、当該依頼人のサプライチェーンにおける児童労働に関するサステナビリティ目標について、非保証業務を提供することができますか。

< 回答 >

非保証業務が自己レビューという阻害要因を生じさせないと判断した場合は、当該非保証業務を提供することができる。

< 解説 >

サステナビリティ保証業務の実施者は、財務諸表全体に対して監査人が意見を表明する監査業務とは異なり、依頼人のサステナビリティ情報の一部（例えば、温室効果ガス排出量）について意見を表明するために契約する場合がある。その他のサステナビリティ事項（例えば、サプライチェーンにおける児童労働の利用）に関して依頼人が作成するサステナビリティ情報は、サステナビリティ保証業務の対象ではない可能性がある。

非保証業務の結果が、サステナビリティ保証業務の実施者が意見を表明するサステナビリティ情報、当該情報の基礎となる記録又はサステナビリティ報告に係る内部統制の一部を形成するか、又はそれらに影響を及ぼすことになるリスクがある場合、依頼人に対する非保証業務の提供は、サステナビリティ保証業務の実施者の独立性に対する自己レビューという阻害要因を生じさせる可能性がある（倫理規則R5600.15項参照）。サステナビリティ保証業務の実施者は、非保証業務の提供により、依頼人の温室効果ガス排出量に関するサステナビリティ情報の保証作業に関して自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある場合、非保証業務の提供が禁止される（倫理規則R5600.17項参照）。一方、非保証業務の範囲、内容及び目的の評価により、非保証業務が自己レビューという阻害要因を生じさせないと判断した場合、サステナビリティ保証業務の実施者は、当該非保証業務を依頼人に提供することができる。



外部の専門家の作業の利用

外部の専門家の作業の利用に係る倫理規則に関連する項目 新設するQ&A

- 2025年9月にIESBAから公表された、外部の専門家の作業の利用に係るスタッフQ&Aを参考に、我が国の実務を考慮して、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」に、次の項目を新設する。
- スタッフQ&Aから、我が国の倫理規則の規定には該当しない項目を、1項目削除している。
- 実務ガイダンスで独自に追加する項目はない。

項目	QAの個数	主な内容
外部の専門家の作業の利用可否の評価	6	適性、能力及び客観性の評価
監査その他保証業務における外部の専門家	10	外部の専門家の識別、経営者の利用する専門家、監査その他保証業務における外部の専門家の客観性の評価に関する追加的な要求事項
外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する結論	1	外部の専門家が情報の提供を拒否した場合の対応
外部の専門家の作業の利用から生じる潜在的な阻害要因	1	外部の専門家の作業の利用により生じる阻害要因の例
文書化	1	文書化に要求される詳細度
適用日	1	—
IESSAに関連する考慮事項	2	セクション5390とセクション390の差異、「他の業務実施者」との違い
合 計	22	

外部の専門家の作業の利用に係る倫理規則に関連する項目 訳語の説明

- 2025年9月にIESBAから公表されたスタッフQ&Aを参考に、倫理規則実務ガイドンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイドンス）」に、外部の専門家の作業の利用に係る項目を新設する。
- 当該新設項目は本年12月に公開草案の公表を予定しており、現在内容は検討中であるが、前回までの有識者懇談会で主にご意見をいただいたCompetence（適性）、Capability（能力）の訳語の説明のQ&Aについて、以下の対応を行っている。
 - ▶ 回答において、適性及び能力の各用語の後に、英語表記（Competence、Capability）の追加を行っている。
 - ▶ 会員が各用語をより理解しやすいように、各用語の説明の文の後に、関連する事項としての例示を示している。

外部の専門家の作業の利用に係る倫理規則に関連する項目 訳語の説明

Q290-1-1（IESBA Q&A External Expert Q1）

外部の専門家の適性と能力を評価する際、「適性」と「能力」はどのように異なりますか？

< 回答 >

適性（**Competence**）は、外部の専門家の専門知識の内容と水準に関連する（倫理規則第290.6 A1項及び第390.6 A1項参照）。

一方、能力（**Capability**）とは、専門業務を実施する状況において外部の専門家はその適性を発揮する力に関連する（倫理規則第290.7 A1項及び第390.7 A1項参照）。

外部の専門家が、会員の目的に照らし、必要な適性（Competence）を有しているかどうかを評価する際に関連する事項には、**例えば、外部の専門家が実施すべき作業に関連又は整合する教育、訓練、実務経験及び評判などがある**（倫理規則第290.6 A2項及び第390.6A2項参照）。

外部の専門家が、会員の目的に照らし、必要な能力（Capability）を有しているかどうかを評価する際に関連する事項には、**例えば、外部の専門家が利用可能なリソースや、外部の専門家が作業を実施する十分な時間の有無などがある**（倫理規則第290.7 A2項及び第390.7 A2項参照）。

外部の専門家の作業の利用に係る倫理規則に関連する項目 訳語の説明

評価対象	説明	評価に関連する事項（例示）
適性 （Competence）	適性は、外部の専門家の専門知識の内容及び水準に関連する（倫理規則第290.6 A1項及び第390.6 A1項）	- 外部の専門家の資格、教育、訓練、経験及び評判が、実施される作業の内容に関連又は整合しているかどうか。 - 外部の専門家が、使用された基礎情報、仮定又は手法等を含む、自身の作業について説明可能かどうか。 （倫理規則第290.6 A2項及び第390.6A2項）
能力 （Capability）	能力は、専門業務を実施する状況において、外部の専門家がその適性を発揮する力に関連する（倫理規則第290.7 A1項及び第390.7 A1項）	- 外部の専門家が利用可能なリソース - 外部の専門家が作業を実施する十分な時間の有無 （倫理規則第290.7 A2項及び第390.7 A2項参照）



タックス・プランニング業務 及び関連業務

タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関連する項目 新設・削除するQ&A

- 2025年5月にIESBAから公表されたタックス・プランニング業務及び関連業務に係るスタッフQ&Aを参考に、我が国の実務を考慮して、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A」に、次の項目を新設する。

項目	QAの 個数	主な内容	
セクション280 (所属する組織 に対する業務) 及び セクション 380 (依頼人 に対する業務)共 通のQ&A	19	- 公共の利益のために行動する職業会計士の役割 - タックス・プランニング業務とタックス・プランニング業務に含まれない業務の区別 - 信頼できる根拠 「スタンドバック」の検討	- 不確実な状況への対処 - タックス・プランニング業務の提供又は従事から生じる潜在的な阻害要因 - 意見の相違 - クロスボーダーのタックス・プランニング セクション280及びセクション380の適用場面
セクション280 に関するQ&A	2	- 外部の税務専門家 - タックス・プランニングの新たな動向	
セクション380 に関するQ&A	5	- タックス・プランニング業務と税務コンプライアンス業務の区別 - 関連業務の提供におけるスタンドバックの検討	- タックス・プランニング業務の提供から生じる潜在的な阻害要因 - 第三者への紹介 適用の対象

タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関連する項目 新設・削除するQ&A

- IESBAのスタッフQ&Aから削除した項目

- Q20:ある職業会計士が地元のクラブでボランティアとして働いています。職業会計士がクラブにタックス・プランニングに関する助言を提供する場合、セクション280及びセクション380のどちらを適用すべきでしょうか。
- Q21:ある職業会計士は金融機関に所属しています。当該職業会計士、当該職業会計士の所属する組織の顧客にタックス・プランニングに関する助言を提供する場合、当該職業会計士はセクション280とセクション380のどちらに従う必要がありますか。

削除し、独自に新設のQ280-9-1に置き換え（ のスライド参照）

- Q28:セクション280及びセクション380の規定は、職業会計士でないタックス・プランニング業務の提供者にも適用されますか。

我が国では、倫理規則は会員以外に適用されないことは自明であるため削除

- IESBAのスタッフQ&Aに追加した項目

- Q280-9-1 及び Q380-13-1 （ のスライド参照）

タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関連する項目

主な論点：信頼できる根拠

Q280-3-1 (IESBA Q&A TP Q4)

倫理規則R280.12項は、会員がタックス・プランニングを所属する組織に提言又は助言するに当たり、タックス・プランニングについて法令等に照らして「信頼できる根拠」があるかどうかを判断することを求めています。「**信頼できる根拠**」があるかどうかの判断に当たっては、**蓋然性の定量的な閾値が適用されるのでしょうか。**

<回答>

信頼できる根拠の検討に当たり、特定の数値基準を用いることは適切ではない。

(解説)

会員がタックス・プランニングについて法令等に照らして信頼できる根拠を有している状況とは、会員が、提言又は助言を行う時点で、タックス・プランニングを採用するための適切な裏付けや合理的な根拠があるということに納得している状況を指す。特に不確実な状況において、タックス・プランニングの根拠について質問されたり、異議を唱えられた場合に説明することができることが重要である。

信頼できる根拠の閾値は、法令等の枠組み及び確立された税務慣行を考慮した、**会員の職業的専門家としての判断に基づき決定するものであり、定性的な閾値である。**倫理規則セクション280の規定は、そのような判断に資するための指針を提供している。(倫理規則第280.12 A4項及び第380.12 A4項参照)

タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関連する項目

主な論点：「スタンド・バック」の検討

Q280-4-2（IESBA Q&A TP Q10）

倫理規則R280.14項のスタンドバックの検討を実施する際に、タックス・プランニングのより広範な経済的影響を考慮することには、タックス・プランニングが法域の経済に与える影響について調査及び分析することが含まれるのでしょうか。

< 回答 >

当該規定の「広範な経済的影響を考慮すること」は、会員に対して詳細な定量的調査や複雑な経済分析を行うことまでを期待するものではない。

（解説）

会員は、タックス・プランニングに関連する現在の経済環境について、会員が有する一般的な認識と理解に基づき、タックス・プランニングに当たって十分に考慮することが求められる。この検討では、**会員に適切な職業的専門家としての判断が求められる**ことになる（倫理規則R280.14項及びR380.14項参照）。

実務上、タックス・プランニングが比較的単純で、関係する税額が比較的軽微であれば、より広範な経済的影響についてほとんど考慮する必要はない可能性がある。逆に、タックス・プランニングが複雑で、関係する税額が比較的大きい場合には、より深度ある検討が必要となる。

最終的には、このような経済的影響の検討と、より広範なスタンドバックの検討に関する要求事項は、所属する組織がタックス・プランニングについて**十分な情報に基づく意思決定を行うために必要な情報と助言**を会員が提供する上で、有用である。

タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関連する項目

主な論点：日本で独自に追加したQ&A 1 / 2

Q280-9-1JP

会員が行うタックス・プランニング業務について、**倫理規則のセクション280又はセクション380のいずれを適用するか**については、どのように判断すればよいのでしょうか。例えば、次のような場合はどちらのセクションを適用すべきでしょうか。

1. 会員が、他の税理士が開業する税理士事務所に勤務し、依頼人に対するタックス・プランニング業務に関与している場合
2. 金融機関やコンサルティングファーム等の一般事業会社に所属している会員（税理士法の定めにより税理士登録を行った会員）が、所属する組織の顧客等に対してタックス・プランニング業務を提供している場合

< 回答及び解説 >

倫理規則では、タックス・プランニング業務に関して、会員が所属する組織の形態ではなく、業務を行う対象によって適用セクションを分けている。所属する組織に対するタックス・プランニング業務及び関連業務に従事する会員にはセクション280の規定が、依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務を提供する会員にはセクション380の規定が適用される（倫理規則第200.4 JPI項及び第300.3 JPI項参照）。そのため、会員に対して次のように適用されることになる。

1. **依頼人に対するタックス・プランニング業務**に会員が関わっている場合には、**セクション380の規定が適用される**。公認会計士以外の税理士が開業する税理士事務所に勤務する会員が依頼人に提供する業務についても同様である。
2. **所属する組織の顧客等に対してタックス・プランニング業務**を提供している場合も、依頼人に対するタックス・プランニング業務の提供と考えられることから、倫理規則第280.3 JPI項の規定に従い**セクション380の規定が適用される**。

タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関連する項目

主な論点：日本で独自に追加したQ&A 2 / 2

Q380-13-1JP

会員が依頼人に対して、タックス・プランニング業務を税理士として提供している場合にも、セクション380の規定が適用されるのでしょうか。

< 回答及び解説 >

会員は、依頼人に対してタックス・プランニング業務を提供する場合には、どのような立場であっても、**倫理規則のタックス・プランニング業務及び関連業務に関する規定を遵守することになる**。倫理規則セクション380は、公認会計士の倫理の観点から、依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務を提供する会員を対象として定めている。

タックス・プランニング業務の多くは我が国では税理士業務に該当するため、公認会計士の資格だけでは依頼人に対して提供することができない。

税理士として提供する場合も、公認会計士の倫理規則が提供されるのかに関するQ&Aを本会の実務ガイダンス独自の項目として新設した。

ディスカッションポイント

- これまでに説明した、倫理規則に関する実務ガイダンスの改正案についてご意見はあるか。

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会